

## 山口県県外看護学生Uターン応援事業奨学金返還補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、山口県県外看護学生Uターン応援事業奨学金返還補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）及び医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金の運営について

医政発第0912第5号厚生労働省医政局長

（平成26年9月12日老発第0912第1号厚生労働省老健局長通知）別紙地域医療介護総合

保発第0912第2号厚生労働省保険局長

確保基金管理運営要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 この補助金は、県外の看護学生及び既卒者で、独立行政法人日本学生支援機構等の奨学金の貸与を受けている者が、県内の中小病院及び指定訪問看護事業を行う事業所に就職し、一定期間看護師等の業務に従事した場合、その者が貸与を受けた奨学金の返還額の一部を補助することにより、看護職員の県内定着を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 看護学生 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）により指定を受けた保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校又は養成所（以下「看護師等養成所」という。）で卒業年度の学年に在籍している者をいう。
- (2) 既卒者 看護師等養成所を卒業している者で、県外に居住し、無職又は県外で就業している者をいう。
- (3) 奨学金 経済的な理由で就学困難な学生を支援するために国、地方公共団体、大学、独立行政法人日本学生支援機構その他知事が適当であると認めるものが当該学生に対して貸与する資金で貸与を受けた本人が返還義務を負うものをいう。ただし、県内での就職又は居住等を要件として返還額の全部又は一部が免除されるものを除く。
- (4) 看護師等 保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。
- (5) 対象施設 医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病床数200床未満の病院及び介護保険法に基づく指定訪問看護事業を行う事業所をいう。
- (6) 正規雇用 雇用期間の定めのない契約に基づく雇用とし、就業規則等で定める職員と同様の扱いとなる雇用形態をいう。

### (対象者の申請)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）になることを申請する者は、奨学金返還補助金交付対象者認定申請書（様式第1号）を就職する日までに知事に提出しなければならない。

### (申請者の要件)

第5条 対象者になることを申請する者は、次の各号のいずれの要件も満たさなければならない。

- 一 県内の対象施設に正規雇用により就職を希望する県外の看護学生又は既卒者
  - 二 奨学金を返還予定又は返還中の者
  - 三 県内の対象施設に就職後5年間継続して看護師等の業務に従事する見込みの者
  - 四 県内に定住する見込みの者
  - 五 満年齢が採用日時時点で40歳未満の者
- 2 対象者になることを申請する者は、他の地方公共団体が実施する奨学金返還支援制度と重複して申請することはできない。

(対象者の認定)

- 第6条 知事は、前条の規定により奨学金返還補助金交付対象者認定申請書の提出があった場合は、審査の上、対象者を認定したときは、奨学金返還補助金交付対象者認定通知書(様式第2号)により対象者に通知するものとする。
- 2 対象者の認定期間は、次のとおりとする。
- ア 県外の看護学生 対象者の認定を受けた日から卒業予定年度の翌々年度の4月1日まで
  - イ 既卒者 対象者の認定を受けた日から起算して1年間

(補助対象期間)

- 第7条 対象者として認定された者が、県内の対象施設に正規雇用により就職した日(以下、「初年度就職日」という。)を起点として、就職後5年間継続して看護師等の業務に従事した期間とする。
- 2 前項の補助対象期間の月数の計算において、1月が15日未満のときはこれを切り捨て、15日以上ときはこれを1月とする。

(補助金額)

- 第8条 補助金額は、次により算定するものとする。
- ア 対象者が貸与を受けていた奨学金の初年度就職日時点の返還残額(利息及び滞納額を除く。以下同じ。)に2分の1を乗じて得た額(その金額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)と1,440,000円を比較して少ない方の額を選定する。
  - イ 補助対象年度ごとの補助金額は、アにより選定された額を5で除した金額を限度とし、看護師等の業務に従事した期間に応じた金額(その金額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)とする。

(対象者の届出等)

- 第9条 対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに届書(様式第3号)により、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。
- 一 留年、休学、停学又は復学したとき。
  - 二 退学したとき。
  - 三 奨学金の貸与を受けなくなったとき。
  - 四 就職したとき。
  - 五 就職した後、休職、復職、退職又は転職したとき。
  - 六 補助金の交付を辞退しようとするとき。
  - 七 前各号に掲げるもののほか、住所、氏名その他重要な事項に異動があったとき。

(対象者の認定の取り消し)

第10条 知事は、対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、対象者の認定の取り消し等の措置を行うものとする。

- 一 留年、1年を超える期間の休学又は停学処分を受けたとき。
- 二 退学したとき。
- 三 奨学金が貸与されなかったとき、又は貸与の取り消し等を受けたとき。
- 四 認定期間内に対象施設に就職しないことが明らかになったとき。
- 五 補助金の交付を辞退しようとするとき。
- 六 その他、対象者の要件を満たさなくなることが明らかになったとき。

(交付申請及び実績報告)

第11条 対象者は、規則第3条に規定する補助金の交付申請及び規則第11条に規定する補助金の実績報告をするときは、補助対象期間の年度ごとに知事に交付申請及び実績報告を行うものとする。

2 前項の申請は、奨学金返還補助金交付申請書兼実績報告書(様式第4号)により当該年度分を翌年度の5月31日までに知事に提出しなければならない。

(交付決定及び交付額の確定等)

第12条 知事は、規則第4条に規定する補助金の交付決定及び規則第12条に規定する補助金の額の確定をするときは、奨学金返還補助金交付決定書兼額の確定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(補助金の支払請求)

第13条 前条の通知を受けた対象者が補助金の支払請求をしようとするときは、奨学金返還補助金支払請求書(様式第6号)によることとする。

(補助金の返還)

第14条 知事は、対象者が県内の対象施設に就職後5年間継続して看護師等の業務に従事しなかった場合、又は就職後5年以内に県外に転居した場合には、規則第14条の規定により交付決定を取り消すことができる。この場合、規則第15条の規定により補助金の返還を命ぜられた対象者は、当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月17日から施行し、令和2年4月1日より適用とする。

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

この要綱は、令和5年3月3日から施行し、令和4年4月1日より適用とする。